

# 組合だより

広報誌 第35号

発行 富士市神戸土地区画整理組合  
(富士市役所市街地整備課内事務局)  
平成30年4月発行 TEL 55-2798



## ◇前々号（第33号・平成29年9月発行）から現在までの事業の報告について

1 役員会（平成30年4月までの間に8回開催）

2 第37回総代会 平成30年3月15日

上記のうち、第37回総代会について報告いたします。

### <第37回総代会>

- 議第1号 平成30年度事業について
- 議第2号 平成30年度収入支出予算について
- 議第3号 平成30年度事業資金の借入について
- 議第4号 平成30年度一時借入金について
- 議第5号 定款の一部改正について
- 議第6号 保留地処分規程の一部改正について
- 議第7号 仮換地売買の抑制の決議について



6M-17号線の完成と  
分譲中の14街区保留地

以上が議案として上程され、総代の皆様に承認されました。

## ◇定款の一部改正について

- 定款第19条第1項、理事の欠員数を「3人」から「4人」への改正です。

現在、理事の欠員は2人となっているため、あと1人の欠員で補欠選挙を実施することになります。しかし、事業完了まで残り3年であることもあり、組合事業に精通している現理事が団結して、事業終息に向けて取り組んでいけると判断しており、欠員要員を4人に改めます。

- 定款第23条第2項、総代の定数を「15人」から「17人」への改正です。

土地区画整理法第36条において、「総代の定数は、組合員の総数の10分の1を下らない範囲内において定数で定める」となっております。事業当初の組合員数は115人であり、将来組合員数が増えることを見越して、総代の定数を「15人」と設定しておりました。

しかし、現状組合員数は既に147人に達し、今後も組合員数の増加が見込まれます。そのため、今後、組合員数が150名を超えたとしても、総代会の議決事項が有効になるように、総代定数を変更するものです。

### ◇保留地処分規程の一部改正について

これまで保留地処分規程は、個人への販売を前提に作られていましたが、今後は住宅建設会社や不動産業者にも販売対象を広げ、販売価格や随意契約判断をより早くできるようにするため、関係条文の変更を行なうものです。

### ◇仮換地売買の抑制の決議について

本組合事業地内での宅地の供給過多を防止しかつ保留地処分を優先させるため、下記のとおり仮換地売買の抑制について決議されました。

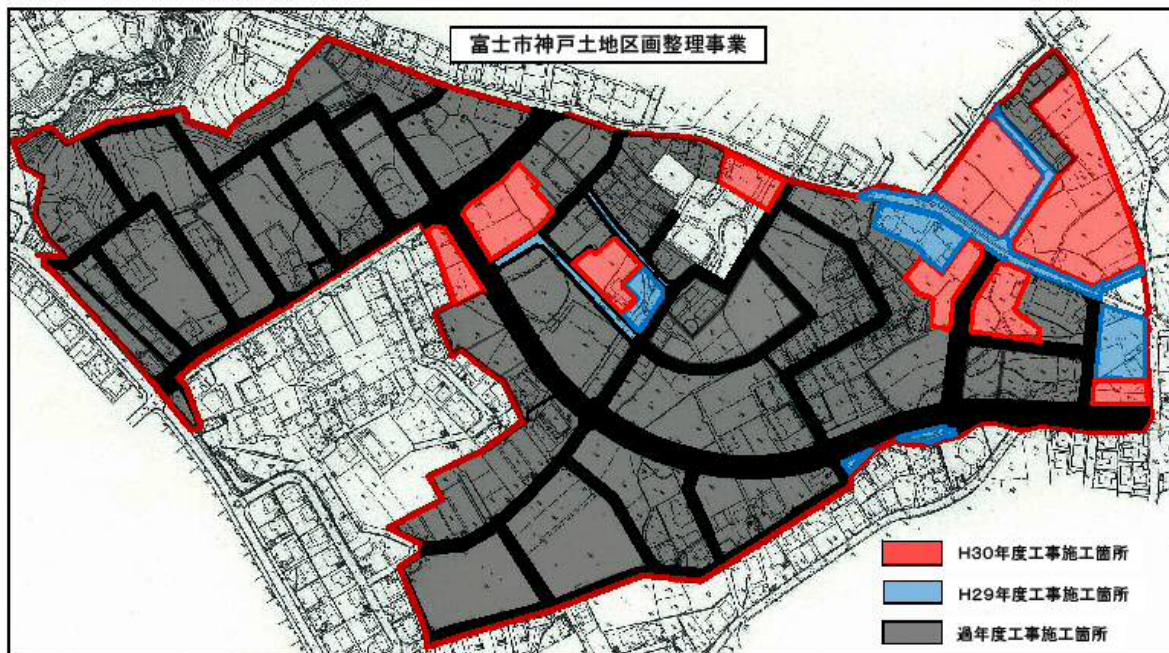
- 一、 組合の保留地処分が完了する日まで、本組合員の仮換地の売買は原則的に行わないこと。
- 一、 相続等による納税等のためなど特別な事情がある場合は、事前に本組合に報告し、理事会の承認を得てから仮換地の売買を行うこと。
- 一、 前項の規定により仮換地の売買を行う場合には、当該土地の販売価格は、本組合保留地処分価格を参考に理事会で定めた価格以上とする。

ご協力をお願いします。

### ◇平成30年度の主な事業について

平成30年度事業には下記の事業を予定しております。

- 1 委託事業 出来形確認測量、換地計画準備・作成、大字名変更検討 等
- 2 工 事 街区造成工事 等
- 3 補 償 漬地補償



★上記の箇所は、現時点での予定であり、協議により変更となる場合があります。

◎ 土地について相続、売買、贈与等で所有権の変更がある方は、事前に事務局（Tel.55-2798）までご連絡ください。